

蔵王町テレビ共同受信施設改修補助金のお知らせ

町内のテレビ共同受信組合が維持管理する共聴施設において、老朽化等による施設改修に要する費用の一部を補助します。

1. 対象者：次のすべての要件を満たす組合

- (1) 町内に共聴施設を所有し、維持管理を行っていること
- (2) 組合の加入者から、共聴施設の維持管理に要する費用を徴していること
- (3) 代表者を定め、運営や組織に関する規約等の定めがあること

2. 対象事業：共聴施設の老朽化又は自然災害の破損に伴う改修事業

3. 対象経費：補助対象事業を行うために必要な経費

4. 対象外経費：次のいずれかに該当する場合

- (1) 共聴施設機能の増設等に係る経費
- (2) 過去にこの補助金を活用し改修した箇所と、同一箇所を改修する経費
- (3) その他、改修と認められない経費

※共聴施設維持管理を目的とした施設の改修以外は経費として認められません。

5. 補助金額：[千円未満の端数は切捨て]

対象経費の合計額から、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は組合に加入する世帯の数に2万円を乗じて得た額のいずれか低い額を差し引いた額とする（上限500万円）

補助金算出例

対象経費合計	加入世帯	判定	補助金額
100万円	10世帯	①[対象経費合計]の2分の1の額・・・50万円 (□) ②[加入世帯]×2万円の額・・・20万円 (☑)	80万円 (100万円-20万円)
	100世帯	①[対象経費合計]の2分の1の額・・・50万円 (☑) ②[加入世帯]×2万円の額・・・200万円 (□)	50万円 (100万円-50万円)

6. 注 意 点

- (1) 補助対象事業目的以外での申請は認められません。
 - (2) 補助金額は審査（現地調査含む）によって減額となる場合があります。
 - (3) 補助金交付決定前の工事着工は、補助金の対象になりませんので事前にご相談ください。
 - (4) 補助金の交付は同一年度内1度限りとなります。
 - (5) 事前に予算の確保が必要となるため、補助金交付決定まで3ヶ月程度かかる場合があります。
- ※その他の要件の詳細は、交付要綱をご確認ください。

7. 申 請 方 法

「蔵王町テレビ共同受信施設改修事業費補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。
※申請書は役場まちづくり推進課窓口、もしくは、町ホームページからダウンロードできます。

◆問合せ先：蔵王町役場 まちづくり推進課 0224-33-2212